

1 希望がかなうみえ 子どもスマイルプランの策定経過について

年 月 日	経過等
平成 25 年 11 月 21 日	第 1 回三重県子ども・子育て会議
平成 26 年 3 月 17 日	第 2 回三重県子ども・子育て会議
4 月 11 日	平成 26 年度第 1 回少子化対策推進総合本部会議
7 月 7 日	平成 26 年度 第 2 回少子化対策総合推進本部会議及び 第 1 回子ども・青少年施策総合推進本部会議合同会議
7 月 9 日	第 3 回三重県子ども・子育て会議
7 月 18 日	第 1 回三重県少子化対策推進県民会議
7 月 28 日	第 1 回三重県少子化対策推進県民会議・計画策定部会
8 月 28 日	第 2 回三重県少子化対策推進県民会議・計画策定部会
9 月 2 日	平成 26 年度第 1 回三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
9 月 11 日	第 4 回三重県子ども・子育て会議
9 月 17 日	第 3 回三重県少子化対策推進県民会議・計画策定部会
9 月 24 日	平成 26 年度 第 3 回少子化対策総合推進本部会議及び 第 2 回子ども・青少年施策総合推進本部会議合同会議
10 月 7 日	三重県少子化対策推進県民会議・企業の取組検討ミーティング
10 月 14 日	平成 26 年度第 1 回 市町少子化対策・児童福祉・母子保健主管 課長会議
10 月 14 日 10 月 21 日	三重県少子化対策推進県民会議・オフサイトミーティング
10 月 30 日	第 4 回三重県少子化対策推進県民会議・計画策定部会
11 月 17 日	平成 26 年度第 2 回三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
11 月 18 日	第 5 回三重県子ども・子育て会議
11 月 23 日	第 2 回三重県少子化対策推進県民会議
11 月 25 日	平成 26 年度 第 4 回少子化対策総合推進本部会議及び 第 3 回子ども・青少年施策総合推進本部会議合同会議
平成 26 年 12 月 11 日～ 平成 27 年 1 月 13 日	パブリックコメントの実施 市町への意見照会
平成 27 年 1 月 26 日	平成 26 年度第 3 回三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 月 3 日	第 6 回三重県子ども・子育て会議
2 月 4 日	第 5 回三重県少子化対策推進県民会議・計画策定部会
2 月 11 日	第 3 回三重県少子化対策推進県民会議
2 月 12 日	平成 26 年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」総会
2 月 13 日	平成 26 年度 第 5 回少子化対策総合推進本部会議及び 第 4 回子ども・青少年施策総合推進本部会議合同会議
3 月 16 日	平成 26 年度第 2 回 市町少子化対策・児童福祉・母子保健主管 課長会議
3 月 18 日	平成 26 年度 第 6 回少子化対策総合推進本部会議及び 第 5 回子ども・青少年施策総合推進本部会議合同会議

○三重県少子化対策推進県民会議

・開催経過

	開催日時	経過等
第1回	平成26年7月18日 15時～17時	・少子化の現状等について ・意見交換
第2回	平成26年11月23日 15時15分～17時30分	・「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」 中間案について ・意見交換
第3回	平成27年2月11日 12時30分～14時30分	・「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」 最終案について ・意見交換

・上記の会議に加え、以下の会議を開催しました。

	開催日時	開催趣旨
企業の取組 検討ミーテ ィング	平成26年10月7日 13時30分～15時30分	・企業に期待される役割や取組を進める上 での課題、先進的な取組を他企業へ水平 展開するための方策などについて検討 を行い、計画策定の参考とするため。
オフサイト ミーティ ング（第1回）	平成26年10月14日 15時00分～17時00分	・委員のコミュニケーションを円滑にする とともに、子どもや少子化をめぐる問題 とその対策等について自由に意見交換 を行い、計画策定の参考とするため。
オフサイト ミーティ ング（第2回）	平成26年10月21日 15時00分～17時00分	

・委員名簿（平成27年2月11日 第3回会議時点） 敬称略 五十音順

委 員		
秋山 則子	NPO法人三重みなみ子どもネットワーク理事長	
浅尾 美和	みえの国観光大使	
池守 眞子	三重県立看護大学生	
伊藤 徳宇	桑名市長（三重県市長会）	
江藤 みちる	国立大学法人三重大学助教	
太田 栄子	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団理事長	
岡本 陽子	広島文化学園大学教授	
小田 悦子	三重県学童保育連絡協議会事務局長	
鍵山 雅夫	三重県児童養護施設協会会長	
金森 美智子	連合三重副事務局長	
川口 達三	三重労働局局長	
黒瀧 一輝	NPO法人子どもステーションくまの専務理事	
小林 長久	三重県商工会議所連合会会長	
齋藤 陽二	三重県市町教育長会副会長	
佐久間 裕之	三重県中小企業団体中央会会長	
杉浦 礼子	高田短期大学教授	
鈴木 照美	三重県助産師会会長	
舘 啓司	パパスマイル四日市	
田部 眞樹子	NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長	
土肥 稔治	三重県高校長会会長	
藤内 隆志	三重県私立幼稚園協会会長	
中島 伸子	井村屋グループ株式会社専務取締役兼上席執行役員	
二井 栄	三重県医師会常任理事	
西本 亜裕子	レディオキューブFM三重アナウンサー	
沼口 義昭	三重県PTA連合会副会長	
服部 美穂	万協製薬株式会社品質管理部開発課	
平松 俊範	みえ次世代育成応援ネットワーク運営委員長	
藤田 正美	三重県商工会連合会会長	
藤谷 俊文	三重県保育協議会会長	
藤原 正範	鈴鹿医療科学大学教授	
松田 茂樹	中京大学教授	
水谷 俊郎	東員町長（三重県町村会）	
宮本 佳宥	三重県民生委員児童委員協議会会長	
森川 文博	三重県産婦人科医会会長	
鈴木 英敬	三重県知事	議長

○三重県少子化対策推進県民会議・計画策定部会

・開催経過

	開催日時	経過等
第1回	平成26年7月28日 13時～15時	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県子ども・少子化対策計画（仮称）の基本的な考え方について ・計画に関する目標のあり方について
第2回	平成26年8月26日 13時～15時	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県子ども・少子化対策計画（仮称）の全体構成と骨子案について ・数値目標の具体的な設定方法について
第3回	平成26年9月17日 9時30分～12時	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県子ども・少子化対策計画（仮称）骨子案について ・計画の目標について
第4回	平成26年10月30日 13時00分～16時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県子ども・少子化対策計画（仮称）中間案について ・計画の目標について
第5回	平成27年2月4日 14時00分～16時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（最終案）について ・計画推進部会（仮称）の設置について

・委員名簿（平成27年2月4日 第5回計画策定部会時点） 敬称略 五十音順

委員		
石川 博之	津市教育委員会教育長	
金森 美智子	連合三重副事務局長	
紀平 正道	三重県産婦人科医会副会長	
杉浦 礼子	高田短期大学教授	部会長
田部 眞樹子	NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長	
野村 豊樹	三重県医師会理事	
服部 美穂	万協製薬株式会社品質管理部開発課	
福原 正	三重労働局雇用均等室長	
松岡 泰之	津東高等学校長	
松田 茂樹	中京大学教授	

○三重県子ども・子育て会議

・開催経過

	開催日時	経過等
第1回	平成25年11月21日 10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援制度の概要について ・三重県子ども条例に基づく年次報告について
第2回	平成26年3月17日 13時30分～16時	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・少子化対策計画（仮称）について ・子ども・子育て支援事業支援計画について ・子ども・子育てに係る現計画の状況について
第3回	平成26年7月9日 10時～12時15分	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業支援計画の構成（案）について ・子ども・子育て支援事業支援計画の策定の方向性やスケジュールについて
第4回	平成26年9月11日 9時～12時15分	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について ・教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保について
第5回	平成26年11月18日 13時～16時20分	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業支援計画の中間案（案）について
第6回	平成27年3月2日 14時～17時	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業支援計画の最終案（案）について

・委員名簿(平成27年2月3日 第6回子ども・子育て会議時点) 敬称略 五十音順

委 員		
青山 弘忠	三重県保育協議会 副会長	
市川 典子	三重県市長会	
上島 和久	三重県市町教育長会	
宇佐美 直樹	三重県保育協議会 副会長	
岡本 陽子	広島文化学園大学 教授	会長
小倉 奉昭	三重県町村会	
小田 悦子	三重県学童保育連絡協議会 事務局長	
乙部 八潮	公募	
鍵山 雅夫	三重県児童養護施設協会 会長	
金森 美智子	連合三重 副事務局長	
駒田 幹彦	三重県医師会 理事	
曾我 基子	三重県国公立幼稚園長会 会長	
高山 功平	公募	
田口 鉄久	皇學館大学 教授	副会長
田部 眞樹子	NPO 法人三重県子ども NPO サポートセンター 理事長	
藤内 隆志	三重県私立幼稚園協会 会長	
中村 和仁	三重県経営者協会	
沼口 義昭	三重県PTA連合会 副会長	
宮本 佳宥	三重県民生委員児童委員協議会 会長	

○三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

・開催経過

	開催日時	経過等
26年度 第1回	平成26年9月2日 13時30～16時	・「次期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の検討について ・「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」の策定状況について
26年度 第2回	平成26年11月17日 10時～12時	・「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」中間案について ・「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」中間案について
26年度 第3回	平成27年1月26日 13時30分～15時30分	・「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」最終案について ・「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」について

・委員名簿（平成27年1月26日 平成26年度第3回会議時点）

敬称略 委員、臨時委員の別に五十音順

区分	委 員		
委員	岡崎 みどり	三重県保育協議会 副会長	
	佐藤 ゆかり	公募委員	
	中野 喜美	三重県自閉症協会 会長	
	平松 俊範	みえ次世代育成応援ネットワーク 委員長	
	藤井 光照	三重県小中学校校長会	
	宮本 佳宥	三重県民生委員児童委員協議会 会長	
臨時委員	鍵山 雅夫	三重県児童養護施設協会 会長	
	欠田 長平	三重県里親会 会長	
	北野 好美	三重県母子寡婦福祉連合会 会長	
	佐々木 光明	学校法人神戸学院 神戸学院大学法学部 教授	
	清水 将之	児童精神科医	
	田部 眞樹子	NPO 法人三重県子ども NPO サポートセンター 理事長	
	西口 裕	小児科医	
	藤原 正範	鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授	会長
	松岡 典子	NPO 法人 MC サポートセンター 代表	
	水野 潤子	高田短期大学子ども学科 講師	
	村瀬 勝彦	三重弁護士会（なぎさ法律事務所 弁護士）	
渡部 晴美	三重県看護協会 常任理事		

○パブリックコメント

中間案に対して、パブリックコメントの募集を行い、お寄せいただいたご意見につきまして策定の参考としました。

(1) 意見募集期間

平成 26 年 12 月 11 日（木）から平成 27 年 1 月 13 日（火）まで

(2) 意見募集結果

18 名の方から 53 件の意見をいただきました。

○市町との連携

市町に対して、会議を通じて市町に策定状況の情報を提供したほか、中間案について意見照会を行いました。

開催日	会議等	経過等
平成 26 年 10 月 14 日	平成 26 年度第 1 回 市町 少子化対策・児童福祉・母 子保健主管課長会議	・「三重県子ども・少子化対策 計画（仮称）」骨子案につ いて
平成 26 年 12 月 11 日 ～平成 27 年 1 月 13 日	意見照会	・「三重県子ども・少子化対策 計画（仮称）」中間案につ いて
平成 27 年 2 月 12 日	平成 26 年度「県と市町の 地域づくり連携・協働協議 会」総会	・「希望がかなうみえ 子 どもスマイルプラン」最終案につ いて
平成 27 年 3 月 16 日	平成 26 年度第 2 回 市町 少子化対策・児童福祉・母 子保健主管課長会議	・「希望がかなうみえ 子 どもスマイルプラン」最終案につ いて

○三重県少子化対策総合推進本部会議（子ども・青少年施策総合推進本部会議合同会議を含む）

	開催日	経過等
平成 26 年度 第 1 回	平成 26 年 4 月 11 日	平成 26 年度の少子化対策について
第 2 回	7 月 7 日	「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」の策定について 三重県少子化対策推進県民会議について
第 3 回	9 月 24 日	「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」骨子案について
第 4 回	11 月 25 日	「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」中間案について
第 5 回	平成 27 年 2 月 13 日	「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」最終案について
第 6 回	3 月 18 日	「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」について

※上記のほか、幹事会を開催しました。

2 重点目標一覧

目標項目	選定理由	31年度 目標値の設定理由	現状値	目標値 (31年度)
重点的な取組1 ライフプラン教育の推進				
ライフプラン教育を実施している市町数	教育委員会と連携してライフプラン教育に取り組む市町を増加させることが三重県全体の事業推進につながることから選定しました。	「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」において5年後(31年度)にすべての市町で実施することを目標としており、それに基づき目標を設定しました。	10市町 (26年度)	29市町
県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合	県立高等学校において、家族の役割や家族を築くこと、子育てに関する意義を考える機会を設けるとともに、妊娠・出産の医学的知識等を習得することで、ライフプラン教育を充実させる必要があることから選定しました。	すべての県立高等学校でライフプラン教育を充実させるため、目標として設定しました。	38.6% (26年12月末)	100.0%
重点的な取組2 若者の雇用対策				
「おしごと広場みえ」利用者の就職率	県では、「おしごと広場みえ」において、若者の就労支援のため、国等と連携し、正規雇用を目指した就職相談、セミナー等の実施により、若者の安定的な雇用を促進していくこととしており、選定しました。	「おしごと広場みえ」の利用者のうち、大学生を除く若年求職者(非正規から正規への転換希望者含む)が6割を占めているが、この方々の就職率(3ヶ年平均約20%)はハローワークの就職率より低いという現状で、就職に対して困難性を有していると考えられるため、より積極的に就労を支援していく必要があることから、5年後には48%にまで引き上げるという高い目標値を設定しました。	40.3% (25年度)	59.0% (30年度)

目標項目	選定理由	31年度 目標値の設定理由	現状値	目標値 (31年度)
県内新規学卒者等が県内に就職した割合	若者の経済的基盤の確立には、就職することが重要であり、また、県内企業へ就職し活躍することが、産業の振興、ひいては、地方の活性化に寄与することから選定しました。	高等学校や大学、短大、専修学校など県内の学校を新規卒業し就職した人や、おしごと広場みえの新規登録者など若手求職者が、県内企業へ就職した割合（就職率）について、平成26年度の実績71.9%を年平均1%程度高め、平成31年度に76.1%を目標に設定しました。	71.9% (26年度)	76.1%
重点的な取組3 出逢いの支援				
出逢いの場の情報提供数	第3回県民意識調査によると、未婚者の結婚しない理由が、「出逢いがない」「理想の相手に出逢っていない」が最も多いことから、出来るだけ多くの出逢いの場の情報提供が必要であるため、選定しました。	みえ出逢いサポートセンター設置から5年度（平成30年度）に、同様の取組を実施している先進県の実績を目標値として設定しました。	10件 (26年10月)	240件
結婚支援に取り組む市町数	結婚を希望する人が結婚できる地域社会づくりに向けては、市町との連携が必要であることから、結婚支援に取り組む市町数を増加させることを目標として選定しました。	現状実施している市町数の倍を5年後の目標値として設定しました。	11市町 (25年11月)	22市町
重点的な取組4 不妊に悩む家族への支援				
県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数	不妊等に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるような環境づくりが必要であることから選定しました。	26年度の助成事業の実施状況等をふまえ、27年度の実績見込みである約10市町から倍増することを目標値として設定しました。	5市町 (26年度)	20市町

目標項目	選定理由	31年度 目標値の設定理由	現状値	目標値 (31年度)
重点的な取組5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実				
日常の育児について相談相手のいる親の割合	心身ともにゆとりを持って育児ができるためには、育児に対して行き詰まりや不安を感じた時に、気軽に相談することができる環境の整備が必要であるため、選定しました。	孤立する子育て家庭をなくすことをめざして設定しました。	99.4% (26年度)	100.0%
妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数	安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに育まれるためには、地域において妊産婦や乳幼児が必要な時に必要なサービスが受けられる環境づくりが必要であるため、選定しました。	全ての市町で環境が整備されることをめざして設定しました。	22市町 (26年度)	29市町
訪問・通所・宿泊等による産後ケアを実施できる体制がある市町数	安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに育まれるためには、地域において妊産婦や乳幼児が必要な時に必要なサービスが受けられる環境づくりが必要であるため。	「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」において10年後(36年度)に24市町で実施することを目標としており、それに基づき5年後の目標値を設定しました。	2市町 (26年度)	13市町
重点的な取組6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援				
出産1万あたりの産科・産婦人科医師数	保健医療計画(計画期間H25~29年度)の周産期医療対策に規定する目標項目であり、選定しました。	次期保健医療計画(計画期間H30~34年度)における産科・産婦人科医師数の目標が未定のため、現行保健医療計画の目標値を維持することとして選定しました。	96人 (24年)	110人以上 (30年)
小児人口1万人あたりの病院勤務小児科医師数	保健医療計画(計画期間H25~29年度)の周産期医療対策に規定する目標項目であり、選定しました。	次期保健医療計画(計画期間H30~34年度)における病院勤務小児科医師数の目標が未定のため、現行保健医療計画の目標値を維持することとして選定しました。	4.2人 (24年)	5.5人以上 (30年)

目標項目	選定理由	31年度 目標値の設定理由	現状値	目標値 (31年度)
就業助産師数	就業助産師数の増加が周産期医療体制の充実につながると考えられるため、就業助産師の実数を目標項目として選定しました。	保健医療計画で目標項目として設定していることから、保健医療計画の単年あたりの増分を引き伸ばすこととし、現状値 359 人に、保健医療計画の単年あたりの増分 22 人を毎年加算していくこととして設定しました。	359 人 (24 年)	491 人 (30 年)
周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率	ハイリスク児が安心して健やかに育つためには、保健・医療・福祉・教育分野が連携し、総合的かつ継続的な支援が行われる必要があるため、まずは退院直後のケアがスムーズに地域で展開されたかをみていく必要があり、選定しました。	概ね毎年 0.5 ポイントずつの増加により、100%をめざして設定しました。	97.4% (26 年度)	100%
重点的な取組 7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援				
保育所の待機児童数（県）	保育の必要性の認定を受けた児童が、安心して保育を受けられる環境を整備する必要があるため、選定しました。	低年齢児保育の需要増および子ども・子育て支援新制度施行における保育の必要性の認定要件変更による需要増が予想され、直ちには困難であるが、国の「待機児童加速化プラン」に従い、待機児童の解消をめざすことから目標値を設定しました。	48 人 (26 年 4 月 1 日)	0 人
放課後児童クラブ・放課後子ども教室を設置する小学校区の割合（県）	放課後児童クラブ・放課後子ども教室を設置する小学校区の割合の増加が、放課後子ども総合プランにおける総合的な放課後対策（子どもが安全・安心に生活・活動できる場の確保、次代を担う人材の育成）の推進につながると考えられるため、選定しました。	第二期三重県次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～26 年度）における平成 26 年度の目標値（90%）を達成できていない中、小規模な小学校区への設置が残っており、設置数を上げることは困難な現状にあるが、毎年、1%伸ばすこととし設定しました。	88.0% (26 年 5 月)	93.0%

目標項目	選定理由	31年度 目標値の設定理由	現状値	目標値 (31年度)
放課後児童クラブの待機児童数	仕事と家庭を両立しやすい環境を整備し、待機児童を解消する必要があることから選定しました。	放課後児童クラブにおける待機児童をなくすことをめざし、平成31年度の目標を設定しました。	86人(27年5月1日)	0人
家庭教育を支援する市町・団体数(累計)	市町や団体等と連携して家庭における教育を進めていくことが重要であることから選定しました。	全市町において家庭教育を支援する取組を実施するとともに、より多くの団体に参画していただくよう、平成31年度の目標を設定しました。	12市町・団体(27年12月)	74市町・団体
小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合	小学校の児童と幼稚園・認定こども園・保育所の幼児が交流を行うことは、小学校への円滑な接続につながることから、選定しました。	全ての公私立幼稚園・認定こども園・保育所において、小学校の児童との交流が行われていることをめざして、平成31年度の目標を設定しました。	—	100%
重点的な取組8 男性の育児参画の推進				
「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数(累計)	男性の育児参画を推進する上で、普及啓発とともに企業への働きかけが重要であると考えられるため選定しました。	事業所数が本県より1.7倍あり、男性の育児参画の推進の企業への働きかけを進めている先進県の実績数と同程度の数を目標値として設定しました。	5企業・団体(27年1月)	300企業・団体
育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性)	「イクボス」の取組推進など企業の働きかけ等の男性の育児参画に関する取組の成果を表すと考えられるため、選定しました。	まち・ひと・しごと創生総合戦略における目標(平成32年、13%)を上回る水準を目標値として設定しました。	4.2%(25年度)	14.0%(30年度)

目標項目	選定理由	31年度 目標値の設定理由	現状値	目標値 (31年度)
重点的な取組 9 子育て期女性の就労に関する支援				
学生に対するキャリア形成支援を行う高等教育機関数	高等教育化の進展とともに女性の就業率に関する「M字カーブ」は鈍化傾向にあるが、出産・育児期における女性の離職率は未だ高い状況にあることをふまえ、出産・育児期における就労継続につながるキャリア形成が、継続に必要な労働環境の認識とニーズを高めるとともに、職業や企業等の選択に反映されると考えられることから、高等教育機関における女子学生へのキャリア形成の取組の推進が重要であり、選定しました。	県の働きかけにより、5年後に県内すべての大学及び短期大学で実施されることをめざして設定しました。	0校 (26年度)	10校
重点的な取組 10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援				
ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合	企業（事業所）において、ワーク・ライフ・バランスの取組が実際に行われていることが、子育てしながら安心して働くことができる職場づくりの実現に重要な成果であることから選定しました。	「みえ県民ビジョン」では、平成 27 年度までの目標値を 37.0%と設定しており、取組企業も年々増加傾向にあります。また、国では企業における働き方改革の推進を強化していくこととしており、これらを勘案し、5年後には 2/3 程度の企業が取り組むことを想定して、平成 27 年から毎年度 7%ずつ上昇させた数値を設定しました。	31.8% (25年度)	65.0%
重点的な取組 11 子どもの貧困対策				
生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数	子どもの能力・可能性を伸ばし夢に挑戦できるよう、関係機関や地域と連携し、ひとり親家庭等の子どもたちの学習環境を整えることが必要であることから選定しました。	全市町において学習支援を利用できる環境整備をめざし、平成 31 年度の目標を設定しました。	6市町 (26年度)	29市町

目標項目	選定理由	31年度 目標値の設定理由	現状値	目標値 (31年度)
重点的な取組 1 2 児童虐待の防止				
児童虐待により死亡した児童数	平成 24 年度、県内では児童虐待死亡事例が 2 件発生しています。児童の貴い命が虐待に奪われる事態は二度と起こしてはならないことから、設定しました。	児童の貴い命が虐待に奪われる事態は二度と起こしてはならないことから、選定しました。	0 人 (25 年度)	0 人
重点的な取組 1 3 社会的養護の推進				
グループホームでケアを受けている要保護児童の割合	三重県家庭的養護推進計画において、今後 15 年間で児童養護施設・乳児院の小規模グループケア化、地域分散化等を進め、グループホームにおける要保護児童の割合を 3 分の 1 にする目標を設定しているため、選定しました。	同計画は 15 か年計画で、期間を 3 区分して進捗状況の把握や計画の見直しを行うこととしており、前期にあたる目標値を設定しました。	7.8% (26 年 12 月)	18.1%
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合	三重県家庭的養護推進計画において、今後 15 年間で里親・ファミリーホームへの委託を進め、里親等における要保護児童の割合を 3 分の 1 にする目標を設定しているため、選定しました。	同計画は 15 か年計画で、期間を 3 区分して進捗状況の把握や計画の見直しを行うこととしており、前期にあたる目標値を設定しました。	16.1% (26 年 12 月)	21.5%
重点的な取組 1 4 発達支援が必要な子どもへの対応				
「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	「CLMと個別の指導計画」を導入することにより、保育所・認定子ども園・幼稚園において発達障がい児等への早期で適切な支援が可能となることから選定しました。	三重県立子ども心身発達医療センターの開設(平成 29 年 6 月)までに、50%の保育所・認定子ども園・幼稚園で導入が行われるよう取組を進め、以降、年 10%ずつ拡大(開設初年度の平成 29 年度のみ移転作業等を勘案し 5%)をめざして目標を設定しました。	20.5% (25 年度)	75.0%

3 モニタリング指標一覧

項目	選定理由	現状値
計画全体		
幸福感（10点満点） （みえ県民意識調査、 20歳以上）	計画の進行管理を行うにあたり、県民の幸福実感の推移を把握する必要があることから選定しました。	6.75点 （25年度）
幸福感（10点満点） （県、キッズ・モニター、 小中高生）	子どもの最善の利益を尊重することは本計画を推進するうえでの大前提であり、子どもの幸福実感や意識を把握する必要があることから選定しました。	7.45点 （26年度）
幸福感を判断する際に重視した事項で「家族関係」を選択する県民の割合（みえ県民意識調査）	本計画を推進するにあたっては、「家族」を計画全体を貫く視点としたうえで特性に応じてきめ細かに支援することとしており、県民の「家族」に対する意識がどのように推移するのか把握する必要があることから選定しました。	69.4% （25年度）
ふだん生活しているなかで、周りの大人から「大切にされている」と感じる子どもの割合（県、キッズ・モニター）	子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに向けては、子どもが自分自身をまるごと受け入れられていることが重要、との指摘があり、子どもの意識を把握する必要があることから選定しました。	43.8% （26年度）
重点的な取組1 ライフプラン教育の推進		
平均初婚年齢（県）	平均初婚年齢の上昇は少子化の要因の一つとして考えられていることから、その推移を把握する必要があるため、選定しました。	男性 30.5歳 女性 28.7歳 （25年）
出生時の母の平均年齢（第1子・県）	第1子の出生時の母の平均年齢の上昇は少子化の要因の一つとして考えられていることから、その推移を把握する必要があるため、選定しました。	29.7歳 （24年）
重点的な取組2 若者の雇用対策		
25～34歳の不本意非正規社員割合（国）	若年者の安定した経済的基盤を確立するためには、正社員化が重要と考えられることから、全国における、望まずして非正規社員として働いている若年者の割合を把握するため、選定しました。	30.3% （25年度）

項目	選定理由	現状値
大学卒の3年後の離職率（県）	安定的な経済基盤が確立してきているかどうかを判断するには、離職率の減少が必要であると考えられることから、概ね3年までの離職率が高い現状をふまえ、3年後の離職率を選定しました。	35.2% （26年4月25日）
「おしごと広場みえ」利用満足度（「大変満足」、「満足」の回答割合）（県）	若年就労支援の拠点施設である「おしごと広場みえ」の利用満足度は、若年者の雇用対策に大きな影響を与えられことから、選定しました。	90% （25年度）
重点的な取組3 出逢いの支援		
平均初婚年齢（県）	平均初婚年齢の上昇は少子化の要因の一つとして考えられていることから、選定しました。	男性 30.5 歳 女性 28.7 歳 （25年）
婚姻件数（県）	結婚支援の取組を強化していく中で、状況を把握するため、選定しました。	8,844 件 （25年）
生涯未婚率（県）	生涯未婚率の上昇は少子化の要因の一つとして考えられていることから、選定しました。	男性 16.29%、 女性 7.09% （22年）
重点的な取組4 不妊に悩む家族への支援		
「不妊専門相談センター」への相談件数（県）	不妊に悩む家族への支援を行うにあたり、相談件数の推移の把握が重要であることから、選定しました。	285 件 （25年度）
重点的な取組5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実		
妊娠届出時等に市町と医療機関が情報提供等の連携をした市町数（県）	精神疾患のある妊婦や若年妊婦等の特定妊婦を早期に発見し、その後の必要な支援につなぐためには、妊娠届出時等の早い段階から関係機関の間での情報共有が重要であるため、指標として選定しました。	22 市町 （26年度）
5歳児健診等を実施する市町数（県）	発達支援が必要な子どもやその家族に対して就学前に十分な支援・指導を行うためには、5歳児健診による早期発見が重要であるとの指摘があることから、選定しました。	5 市町 （27年1月）

項目	選定理由	現状値
重点的な取組 6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援		
周産期死亡率（出産1000対）（県）	保健医療計画（計画期間 H25～29 年度）の周産期医療対策の目標項目となっていることから選定しました。	4.1 （25 年）
重点的な取組 7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援		
保育士の平均勤続年数（県）	「保育士の平均勤続年数（県）」を把握することにより、保育士確保の状況（県内保育所における保育士の就業継続の状況）を把握することができるため、指標として選定しました。	9 年 2 か月 （25 年）
低年齢児（0～2歳）保育所利用児童数	年度途中から、育児休暇明けにより利用ニーズが高まることと、待機児童数の多くが低年齢児（0～2歳）に集中していることから選定しました。	13,042 人 （26 年 4 月 1 日）
病児・病後児保育所の実施地域数（広域利用・ファミサポ対応も含む）	子どもが病気になったとき、仕事を休むことができない場合には、子どもを預けることができる病児・病後児保育が必要となります。子どもを預ける場所（手段）として、病児・病後児保育施設、ファミリー・サポート・センターが必要となることから、指標として選定しました。	22 市町 （26 年）
重点的な取組 8 男性の育児参画の推進		
男性の家事・育児時間（県）	男性の育児参画の状況を把握するうえで重要な指標であるが、県データが5年に一度の把握となることから、モニタリング指標として設定しました。	45 分 （23 年）
重点的な取組 9 子育て期女性の就労に関する支援		
25～44 歳女性の就業率（県）	女性の就労状況を客観的に把握する有効な指標であることから、選定しました。	58.3% （24 年）
重点的な取組 10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組みの支援		
労働者からのマタニティ・ハラスメント関連の相談件数（県）	マタハラ被害者のうち 68%は法令違反のマタハラを受けていることなどをふまえ、マタハラやパタハラのない職場づくりの効果を把握する必要があり、選定しました。	40 件 （25 年度）
重点的な取組 11 子どもの貧困対策		
生活保護世帯における子どもの数（人）とその割合	生活困窮の懸念や緊急度の高い子どもの状況を把握する有効な指標であることから選定しました。	2,137 人 0.72% （26 年度）

項目	選定理由	現状値
子どもの貧困率（全国）	子どもの貧困の状況を表す指標であることから選定しました。	16.3%（24年）
子どもがいる現役世帯のうち一人の貧困率（全国）	ひとり親世帯の貧困の状況を表す指標であることから選定しました。	54.6%（24年）
重点的な取組 1 2 児童虐待の防止		
児童虐待相談対応件数（県）	県内の児童相談所が児童虐待に対応した件数であり、県内における児童虐待の深刻さの度合いを端的に表す指標であり、選定しました。	1,117件 （25年度）
重点的な取組 1 3 社会的養護の推進		
要保護児童数（県）	「三重県家庭的養護推進計画」において、要保護児童数は現状と同様あるいは微減で推移するとして、500～540人と想定していますが、同計画の目標は要保護児童の割合を、本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームそれぞれで3分の1ずつとするものであり、要保護児童数は基本となる指標であり、選定しました。	540人 （26年12月）
重点的な取組 1 4 発達支援が必要な子どもへの対応		
子どもの発達障がい等に関する電話相談件数（県）	発達障がい児等の支援ニーズについては、国においても詳細な把握はされていないことから、県立小児心療センターあすなろ学園において取り組んでいる、子どもの発達障がい等に関する電話相談の相談件数を指標として選定しました。	577件 （25年度）
5歳児健診等を実施する市町数（県）	発達支援が必要な子どもやその家族に対して就学前に十分な支援・指導を行うためには、5歳児健診による早期発見が重要であるとの指摘があることから、選定しました。	5市町 （27年1月）
「CLMと個別の指導計画」を管内の保育所・幼稚園等の内50%以上導入している市町数（県）	発達障がい児等に対する早期支援ツールである「CLMと個別の指導計画」を保育所・幼稚園等に導入していくには市町との連携が重要であることから、市町の導入状況を指標として選定しました。	11市町 （25年度）

4 用語解説

用語	説明
イクボス	三重県庁では、「子育て等を行う職員の仕事と家庭の両立を支援し、応援、サポートしあう職場環境づくりに取り組む上司のこと、及び管理職の配置にあたって、そういった姿勢を重視する取組そのもの」としている。
インクルーシブ教育システム	障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」中央教育審議会初等中等教育分科会より)
NICU	Neonatal Intensive Care Unit(新生児集中治療室)の略で、早産などによる低体重児や先天性の重い病気を持つ新生児を受け入れ、専門医療を24時間体制で行う治療室。
かかりつけ医	日常的な診療や健康管理等を行ってくれる身近な医師。
危険ドラッグ	規制薬物(覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらをいう。)又は指定薬物(薬事法第2条第14項に規定する指定薬物をいう。)に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。(平成26年版警察白書)
合計特殊出生率	その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。(平成25年版少子化社会対策白書)
子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくもの。
子どもの貧困率	貧困線(平均的な所得の半分の所得)以下で暮らす子ども(17歳以下)の割合。
サイバー犯罪	高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪(平成26年版警察白書)

用語	説明
社会的養護	保護者のいない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
周産期(医療)	周産期とは、妊娠 22 週から生後 7 日未満までの期間をいい、出産時を含む出産前後の時期を意味する用語です。広義には胎児期と新生児期をあわせた時期のことをいいます。周産期医療とは、周産期の妊産婦および胎児・乳児に対する医療。周産期の期間は母子とも異常が生じやすいため、突発的な緊急事態に備えて産科、小児科双方からの総合的な医療体制が必要であり、周産期医療と表現されています。
周産期死亡率	出産千あたりの年間周産期死亡数(妊娠 22 週以後の死産数に生後 7 日未満の早期新生児死亡数を加えたもの)。
周産期母子医療センター	新生児集中治療室(NICU)を有すなど相当規模の産科病棟や新生児病棟を備え、常時の母体および新生児搬送受入体制を有して、合併症妊娠、重症妊娠高血圧症候群、切迫早産、胎児異常等母体、または子どもにおけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行える医療施設。
新生児ドクターカー	医師が医療機器等を搭載した車両に同乗して新生児の救命処置を行いながら医療機関へ搬送できる救急自動車。
CLM (Check List in Mie)	保育所、幼稚園に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、県立小児心療センターあすなろ学園が開発したアセスメントツール。
スクールソーシャルワーカー	社会福祉の専門的な知識・技術を生かし、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する福祉の専門家です。
スクールカウンセラー	カウンセリングや臨床心理学の専門的な知識・技術を生かし、児童生徒の悩みや不安を受けとめ相談にあたるなど、必要な支援をする心理の専門家です。
注意欠陥多動性障がい(ADHD)	ADHD とは年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7 歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。(文部科学省ホームページより)
DV	配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あつた者からの暴力。(Domestic Violence 略称DV)
特定不妊治療	採卵して体外で精子と受精させ胚を子宮に戻す「体外受精」および採卵した卵子の中に精子を注入して受精させ胚を子宮に戻す「顕微授精」のこと。

用語	説明
特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設
ネウボラ	フィンランドの家族支援の仕組みであり、妊娠期から就学前までの健診、保健指導、予防接種、子育て相談等の親子（家族）支援を、必要に応じて支援機関と連携し、ワンストップで切れ目なく行う地域拠点施設。
パタニティ・ハラメント	働く男性が育児休業をとったり、育児支援目的の短時間勤務制度等を活用して育児参画することを職場の上司や同僚が妨げたり、嫌がらせをしたりすること。
ファミリーホーム	「小規模住居型児童養育事業」として、平成21年度に創設された制度。養育者の住居において、児童5～6人の養育を3人以上の養育者及び補助者で行うもので、里親を大きくしたイメージのグループホーム。
フィルタリング	青少年に対する有害情報（アダルトサイト、暴力・残虐画像、危険ドラッグに関するサイト、詐欺サイトなど）等の閲覧を自動的に遮断する技術的手段。
ファミリー・サポート・センター	地域において子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織。
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う児童に、遊びや生活の場を提供するもの。
放課後子ども教室	放課後の子どもの居場所づくりの確保や多様な学習・体験プログラムを提供するもの。
マタニティ・ハラメント	働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産・育児に関して職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせ。
みえの育児男子プロジェクト	親目線の家事・育児分担である「イクメン」だけでなく、その人なりのスタイルで、子どもの成長を大切に考えて育児に関わる男性も含めて「育児男子」と位置付け、三重県で推進する「育児男子」の育成・普及に向けたさまざまな取組。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設、製品、制度等をデザインすること。また、今日では、情報、サービスを含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といった、より広い概念として使われている。

用語	説明
リスクアセスメントツール	児童相談所に児童虐待の通告があった際の初期対応及び一時保護の判断を適切に行うためのツールで、判断項目（児童のけがの状況や児童が保護を求めているかどうか等）のシート及びガイドラインで構成されている。
療育	障がい児の社会的自立をめざした医療と教育。

5 平成27年度における本計画の主な改訂内容

頁	項目	改訂の内容
29	ライフプラン教育の推進	重点目標「県立高等学校において、ライフプランや結婚、妊娠・出産や性、子育て等についての専門医等による講演会、保育実習等を実施した割合」の名称を「県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合」に変更しました。
31	若者の雇用対策	取組内容「④Uターン就職の促進」の名称を「④U・Iターン就職の促進」に変更するとともに、新たな取組内容として「⑥南部地域市町への支援」を追加しました。
		重点目標「『おしごと広場みえ』利用者の就職率」の31年度の目標値（30年度の実績値）を48.0%から59.0%に上方修正するとともに、新たな重点目標として「県内新規学卒者が県内に就職した割合」を追加しました。
37	不妊に悩む家族への支援	重点目標「男性不妊治療等、県独自の不妊治療助成事業に取り組む市町数」を達成したことから、新たな目標として「県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数」を設定しました。
46～48	保育・放課後児童対策などの子育て支援	新たな取組内容として「⑥子どもの『生き抜いていく力』を育む取組の支援」、「⑦家庭教育の充実」、「⑧幼児教育の充実」を追加しました。
		新たな目標として、「放課後児童クラブの待機児童数」、「家庭教育を支援する市町・団体数」、「小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合」を設定しました。
55	子育て期女性の就労に関する支援	新たな取組内容として、「⑤職業生活等における女性活躍の推進」を追加しました。
58～60	子どもの貧困対策	「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、内容を全面的に改訂しました。
67～68	発達支援が必要な子どもへの対応	取組内容「①こども心身発達医療センター（仮称）の整備」を「①三重県立子ども心身発達医療センターおよび三重県立かがやき特別支援学校の整備」に変更するとともに、新たな取組内容として「⑤発達支援が必要な子どもに対する障害福祉サービス等の充実」を追加しました。
		重点目標「『CLMと個別の指導計画』を導入している保育所・幼稚園等の割合」の31年度の目標値を65.0%から75.0%に上方修正しました。